# 資料

### 策定の経緯

- 1 1 策定の経緯
- 1 2 荒川区都市計画マスタープラン 策定委員会設置要綱
- 1 3 荒川区都市計画マスタープラン 策定委員会委員名簿
- 1 4 荒川区都市計画マスタープラン 策定委員会開催日程

### 2 区民参加の記録

- 2 1 区民アンケート調査
- 2-2 あらかわ・まちづくり会議
- 2-3 パブリックコメント

### 3 用語集

## 1 策定の経緯

## 1 - 1 策定の経緯

日時	区民意見聴取・ 区民会議など	各種委員会など	議題		
平成 19 年	平成 19 年				
7月2日 ~7月17日	区民アンケート		・都市計画マスタープラン改正にかかわる 区民意向調査		
7月19日		第 1 回庁内検討委員会	・現都市計画マスタープランの概要・荒川区の現状整理、現都市計画マスタープランの検証		
7月27日		第 1 回策定委員会	・現都市計画マスタープランの概要・現定における重点項目		
10月19日		第 2 回庁内検討委員会	・アンケート結果報告 ・あらかわ・まちづくり会議 ・都市計画マスタープランの構成 ・全体構想		
11月2日		第 2 回策定委員会	・アンケート結果報告 ・あらかわ・まちづくり会議 ・都市計画マスタープランの構成・検討作業 ・全体構想		
11月26日	第 1 回あらかわ ・まちづくり会議		・荒川区の成り立ち ・都市計画マスタープランのあらまし ・意見交換		
12月3日	第 2 回あらかわ ・まちづくり会議		・区全体のまちづくり ・意見交換		
12月10日	第 3 回あらかわ ・まちづくり会議		・地域別のまちづくり ・意見交換		
12月14日		第 3 回庁内検討委員会	<ul><li>・あらかわ・まちづくり会議の結果 報告</li><li>・全体構想</li><li>・地域別まちづくり方針</li></ul>		
12月14日		第 23 回都市計画審議会	・都市計画マスタープラン改正について ・現都市計画マスタープランの概要(中間報 告)		
平成 20 年					
1月11日		第 3 回策定委員会	<ul><li>・あらかわ・まちづくり会議の結果 報告</li><li>・全体構想</li><li>・地域別まちづくり方針</li></ul>		
1月21日	第 4 回あらかわ ・まちづくり会議		・策定委員会の結果報告 ・全体構想と地域別まちづくり方針 ・意見交換		
2月6日		第 4 回庁内検討委員会	・あらかわ・まちづくり会議の結果 報告 ・重点課題に対する取組の方向性 ・地域別まちづくり方針		
3月11日		第 4 回策定委員会	・あらかわ・まちづくり会議の結果 報告 ・都市計画マスタープラン まとめ (案)		
4月24日		第 1 回専門部会	・街づくりの目標と分野別方針 ・重要項目の検討 ・都市計画マスタープラン 素案		

日時	区民意見聴取・ 区民会議など	各種委員会など	議題
6月5日		第 2 回専門部会	・土地利用ゾーニング ・重要項目の検討 ・都市計画マスタープラン 素案
7月18日		第 5 回庁内検討委員会	・あらかわ・まちづくり会議の結果 報告 ・専門部会の結果報告 ・都市計画マスタープラン 素案
8月1日		第 5 回策定委員会	・あらかわ・まちづくり会議の結果 報告 ・専門部会の結果報告 ・都市計画マスタープラン 素案
9月9日	第 5 回あらかわ ・まちづくり会議		・あらかわ・まちづくり会議における主な意見の概要 ・荒川区都市計画マスタープラン中間素案 の内容の説明 ・意見交換
9月12日		第 6 回庁内検討委員会	・あらかわ・まちづくり会議の結果 報告 ・都市計画マスタープラン 中間素案 ・パブリックコメントの実施について
10月7日		第 6 回策定委員会	・あらかわ・まちづくり会議の結果 報告 ・都市計画マスタープラン 中間素案 ・パブリックコメントの実施について
11月7日		第 27 回都市計画審議会	・都市計画マスタープラン策定について ・都市計画マスタープラン中間案の概要と 今後の予定(中間報告)
11月11日 ~12月1日	都市計画マスタープ ラン中間案に対する パブリックコメント		・都市計画マスタープラン中間案に対する 意見募集
12月19日		第 7 回庁内検討委員会	・パプリックコメント実施における報告 ・都市計画マスタープラン 最終案
平成 21 年			
1月13日		第 7 回策定委員会	・パプリックコメント実施における報告 ・都市計画マスタープラン 最終案
2月16日		第 28 回都市計画審議会	・都市計画マスタープラン 最終案の報告 (最終報告)

### 1 - 2 荒川区都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成19年6月29日 制定 19荒都都第180号 (副区長決定)

### (設置)

第1 都市計画法第18条の2の規定に基づく、荒川区都市計画に関する基本的な方針(以下、都市計画マスタープランという。)を策定するために、荒川区都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2 委員会は、都市計画マスタープランの策定に関する事項を検討し、その結果を区長に報告する。

#### (組織)

- 第3 委員会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。
- (1) 学識経験者
- (2) 区議会議員
- (3) 区内の関係地域団体の構成員
- (4) 区民
- (5) 関係行政機関の職員
- 2 区民委員は、一般公募により選任する。

### (任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から都市計画マスタープラン策定が完了する日までとする。

#### (会長及び副会長)

第5 委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6 委員会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (検討委員会)

第7 委員会に、具体的事項を調査するため、荒川区都市計画マスタープラン庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

2 検討委員会の委員は、区職員のうち別表に掲げる職にある者により構成する。

### (庶務)

第8 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

### (その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年6月29日から施行する。

### 別表

都市整備部	都市整備部長	
総務企画部	総務企画課長	
	企画担当課長	
区民生活部	区民課長	
産業経済部	産業振興課長	
環境清掃部	環境課長	
福祉部	福祉高齢者課長	
健康部	生活衛生課長	
子育て支援部	計画課長	
都市整備部	都市計画課長	
土木部	管理計画課長	
教育委員会	庶務課長	

## 1 - 3 荒川区都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

区分	氏 名	所属団体など		
	会長 小 出 治 (都市計画)	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 教授 荒川区都市計画審議会 会長、荒川区顧問		
学	副会長 高見沢 実 (都市計画)	横浜国立大学大学院工学研究院社会空間システム学専攻 教授		
学識経験者	室 町 泰 徳(環境交通)	東京工業大学大学院総合理工学研究科 准教授 荒川区環境交通省エネルギー詳細ビジョン策定委員会 座長		
者	佐々木 葉 (景 観)	早稲田大学創造理工学部社会環境工学科 教授		
	加 藤 孝 明(都市防災)	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 助教		
	服部敏夫	荒川区議会議員(H20年6月1日まで)		
	茂 木 弘	荒川区議会議員(H20年6月1日まで)		
区議会議員	斉 藤 泰 紀	荒川区議会議員(H 2 0 年 6 月 2 日から)		
芸議員	守屋誠	荒川区議会議員(H 2 0 年 6 月 2 日から)		
	保坂正仁	荒川区議会議員		
	小 林 行 男	荒川区議会議員		
抽	竹 内 一	東京商工会議所荒川支部 会長 荒川区基本構想委員会 委員		
地域団体	仲 村 威	南千住一・荒川一丁目地区防災まちづくり連絡会 会長 荒川一丁目間道睦会 会長		
14	山 下 登	東京都建築士事務所協会荒川支部 支部長 NPO 法人 まちづくりネットあらかわ 理事長		
45	阿部大輔	東尾久在住		
公募区民	山崎律子	西尾久在住		
	大 貫 輝 子	荒川在住 H18年度 区政改革懇談会まちづくり・環境分科会 委員		
関係行	三上雅之	元東京都住宅局 次長 荒川区都市計画審議会 副会長		
関係行政団体	荒川達夫	東京都都市整備局 参事		

## 1-4 荒川区都市計画マスタープラン策定委員会開催日程

	開催日時	開催場所	主な検討内容
第 1 回	平成 19 年 7 月 27 日 (金)	荒川区役所	現行計画の検証・評価について
	14:00 ~ 16:00	元川 位	重点課題・テーマの抽出について
<b>等 0 日</b>	平成 19 年 1 1月 2日 (金)	荒川区役所	重点課題・テーマについて
第2回	17:00 ~ 19:00	一 元川	重点味趣・ケーマについて
	亚成 20 年 4 日 4 4 日 ( 今 )	荒川区役所	全体構想(目標、将来像など)について
第 3 回	平成 20 年 1 月 11 日 (金) 18:00~20:00		全体構想(分野別方針)について
			地域別方針について
<b>笠</b> 4 日	平成 20 年 3 月 1 1 日 (火)	荒川区役所	まとめ(安)について
第4回	17:00 ~ 19:00	元川区仅別	まとめ(案)について
第 5 回	平成 20 年8月1日(金)	荒川区役所	素案について
	9:30 ~ 11:30	一 元川区仅州	糸米に フいし
第6回	平成 20 年 10 月 7 日 (火)	サンパール	中間素案について
	17:00 ~ 19:00	荒川	丁川永米に フリーし
第7回	平成 21 年 1 月 13 日 (火)	サンパール	最終案について
<i>第  </i> 凹	17:00 ~ 19:00	荒川	取於来にフいて

### 資料

## 2 区民参加の記録

### 2 - 1 区民アンケート調査

### (1)目的

荒川区に居住・在勤・在学されている方々が、荒川区のまちづくりに対して、日ごろ感じている 意見・要望を調査し、計画の見直しに生かしていくため、アンケート調査を実施しました。

### (2)調査期間

平成 19 年 7 月 2 日~17 日

### (3)調査方法及び回収数

#### 郵送

・調査方法:郵送方式

・調査対象:20歳以上の荒川区民(住民基本台帳から無作為抽出)

・標本数 : 3,004 人 ・回収数 : 740 人 ・回収率 : 24.6%

### Web アンケート

・調査方法:民間アンケート業者を利用

・調査対象:15歳以上の荒川区民(民間アンケート業者の登録者)

·回収数 : 309 人

#### 荒川区ホームページ

・調査方法:荒川区ホームページ上の調査票をダウンロードして E メールで返信

・調査対象:15歳以上の荒川区民・在勤者・在学者

·回収数 :8人

総回収数 : 1,057

## 2 - 2 あらかわ・まちづくり会議

### (1)目的

荒川区全体やお住まいの地域の将来像などを含め、今後のまちづくりをどのようなに進めていくべきかなどについて、ご意見、ご提案を頂くため、区民参加による会議を実施しました。

### (2)参加者数

グループ	人数
荒川・町屋地域	11名
東日暮里地域	7 名
西日暮里地域	7 名
東尾久地域	10名
西尾久地域	7 名
南千住地域	9 名
合計	51名

### (3)開催日程と検討テーマ

	開催日時	検討テーマ	参加者数
第1回	平成 19 年 11 月 26 日 (月)	都市計画マスタープランの概要と	41 名
第 1 凹	19:00 ~ 21:00	会議の進め方	
第2回	平成 19 年 12 月 3 日 (月)	荒川区のこれからのまちづくり	34名
第 Z 凹	19:00 ~ 21:00	元川区のと11からのようフィウ	34 🛱
笠 2 同	平成 19 年 12 月 10 日 (月)	地区別のこれからのまちづくり	37名
第3回	19:00 ~ 21:00	地区別のこれがらのようフィウ	
第4回	平成 20 年1月21日(月)	都市計画マスタープラン検討内容	38名
<b>第4</b> 四	19:00 ~ 21:00	に関する意見交換	
第5回	平成 20 年 9 月 9 日 (火)	荒川区都市計画マスタープラン中	32名
毎3凹	19:00 ~ 21:00	間素案について	34 1

## 2-3 パブリックコメント

### (1)目的

都市計画マスタープランの中間案について、区民や事業者のご意見を頂くため、パブリックコメントを実施しました。

### (2)意見募集期間

平成 20 年 11 月 11 日 (火)~12 月 1日 (月)

### (3)公表方法

中間案 (全文)(以下の場所における閲覧)

- ・都市計画課(荒川区役所6階)
- ・情報提供コーナー(荒川区役所2階)

区報特集号(平成20年11月11日号)(以下の場所・方法による配布)

- ・都市計画課(荒川区役所6階)
- ・情報提供コーナー ( 荒川区役所 2 階 )
- ・主要公共施設(区民事務所、図書館など)
- ・駅構内
- ・コンビニエンスストア (一部)
- ・新聞折込

### (4)対象

荒川区在住、在勤又は在学の方

区内に事務所、事業所を有する個人及び団体

その他、都市計画マスタープランにより影響を受ける個人及び団体

### (5)意見募集方法及び意見提出件数

意見募集方法	意見提出件数	意見項目数
郵送	33	49
都市計画課への持参	0	0
電子メール	9	26
ファックス	0	0
合計	42	75

## 3 用語集

### あ行

#### アスベスト

アスベスト(石綿)は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で、その繊維は極めて細く、肺線維症(じん肺)、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性がある。

### 一般型誘導居住水準

都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した、人々が快適に暮らせる住環境の指標

### NPO (Non Profit Organization)

営利を目的とせず、地域の課題に対して自発的に取り組み、継続して社会貢献活動を行う民間 団体(民間非営利団体)

### 延焼遮断帯

大震災時などの市街地大火を防止するため、幹線道路や河川、鉄道の沿線を不燃化し、火災の 延焼拡大を防止する地帯

### オープンスペース

道路、公園、広場、河川など、建物に覆われていない土地の総称

### か行

### カーシェアリング

1 台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の新しい利用形態

### 緩傾斜型堤防

河川の流水側の堤防の側面を穏やかな傾斜にし、大地震に対する安全性の向上や水害の防止を図るとともに、住民が身近に水に親しめるよう水辺環境の再生を図るようにした堤防

### 協調建て替え

隣接する複数の敷地で建物は個々に建築するが、それぞれの建物の形態、色彩、壁の位置など 何らかの統一性をもたせて建て替えること。

### 共同建て替え

地権者の異なる複数の敷地を統合して一つの建物を建築すること。

### 近隣まちづくり推進制度

一定の区域に建つ二つ以上の建築物の敷地を一つの敷地として取り扱うことで、不接道敷地での建て替えを可能にする荒川区独自の制度。地域特性に合わせた独自の制度要綱及び認定基準を制定している。

### グリーンスポット

空地や既存緑地の活用などにより、街なかに配置された小広場で、レクリエーションを目的と しない一般に開放された緑化空間

### 景観法

都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を図るため、基本理念及び国などの責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区などによる良好な景観の形成のための規制などを定めた景観についての総合的な法律

### 広域避難場所

大地震に伴って発生しうる大規模な市街地火災の際、住民が避難することができる安全な場所

### 高度地区

用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの 最高限度又は最低限度を定める地区

### さ行

#### 最低居住水準

健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住環境の水準

### 市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的に、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業

### シックハウス(症候群)

住居内での室内空気汚染に由来する様々な健康障害の総称。住宅の高気密・高断熱化が進み、新建材と呼ばれる化学物質を含有した建材を多く用いたことにより、室内空気が化学物質などに汚染され、そこに住まう人の健康に悪影響を与えてしまうことがある。

### 準工業地域

用途地域の区分の一つで、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するための地域

### スーパー堤防

沿岸市街地の土地利用との一体的更新に合わせ、幅の広い盛土により整備された、洪水や地震などに対して安全性の高い堤防

### 総合地域危険度

地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性を一つの指標にまとめたもの。町丁目ごとに、建物 倒壊危険度と火災危険度の順位の数字を合算し、その数値に基づき順位付けを行い評価(相対評価)

### た行

### 地球温暖化

物の燃焼などによってできる二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれる。

このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地表面の気温が上昇すること。

### 地区計画(制度)

ゆとりある居住環境の実現など地区ごとにふさわしい良好なまちづくりを行うために、住民の 考えを取り入れて、まちづくりの方針や、その方針に沿った建築物などの用途や形態の制限、緑 化、道路などの配置などについてきめ細かなルールを定める制度

### 透水性舗装、遮熱性舗装、保水性舗装

#### 【透水性舗装】

路面に降った雨水を舗装内の隙間から地中へ還元する機能を持った舗装

#### 【遮熱性舗装】

日射エネルギー量の約半分を占める近赤外線を高反射して、舗装路面の温度上昇を抑制する舗装

#### 【保水性舗装】

舗装体内に保水された水分が蒸発し、水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する性能をもつ 舗装

### 特別用途地区

用途地域が定められている一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護などの、特別の目的の実現を図るために、用途地域の指定を補完して定める地区

### 都市居住型誘導居住水準

都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した、人々が快適に暮らせる住環境の指標

### 都市計画区域マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針として、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及 び区域区分を定める際の方針、主要な都市計画の決定の方針などを都道府県が定める。

### 都市計画道路

都市活動を支え、円滑な交通を確保するために必要不可欠な公共施設で、都市の骨格を形成するものとして都市計画で定めた道路

### 都市施設

道路、公園、下水道、ごみ焼却場、河川、学校、病院などの施設で、都市計画で定められた施 設

### 土地区画整理事業

道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図るため、地権者から土地を提供(減歩)してもらい、この土地を道路・公園などの公共用地に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業

### は行

#### バリアフリー

障害者や高齢者が生活する上での行動の妨げとなるバリア(障壁)を取り去った生活空間や環境のあり方

### ヒートアイランド現象

自然の気候とは異なる都市独特の局地的現象で、都市に機能と人口が集中した結果、冷房による人工排熱、コンクリート建物の蓄熱などにより、最低気温が下がらなくなる現象

### ま行

### 街なか花壇(事業)

街なかの公共的な場所に設置する花壇において、区民に草花の世話を任せ、区がこれを支援する 売川区独自の事業

### 木造密集市街地

木造の建物が密集している市街地。道路や公園などの公共施設が不十分で、火災が発生した場合には延焼を防止する機能や避難上確保されるべき機能が確保されていない場合は、防災上の危険度が高い。

### や行

### ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別などにかかわらず、施設や製品、環境などが、すべての人にとって使いやすく考えられた、人にやさしいデザインのこと。

### 用途地域

地域にあった環境を保ち、また、効率的な活動を行うことができるように、地域ごとの将来像にあわせて市街地を最大12種類に区分し、それぞれの地域にふさわしい建物の用途、形態(容積率、建ペい率など)などの制限を定める。